

漢語の意味変化について

——「濫吹」を中心に——

栞 竹 民

目次

- 一、はじめに
- 二、「濫吹」のよみと表記
- 三、中国文献に於ける「濫吹」
- 四、日本文献に於ける「濫(亂・乱)吹」
- 五、むすび

一、はじめに

言語に於いては、語の意味変化と言うと、世の中の万物流転、諸行無常と同様に時と共に変わるものである。が、言語も変化するところに本質があるとも言えよう。

語の意味変化は語彙体系の歴史の中に位置づけられるべきものであると考えられる。日本語の中で質量とも和語と比肩するほどの漢語の意味変化も言うまでもなく、日本語の語彙体系の歴史の中に内含されている。従って、日本語の語彙史と意味史を考える時には、漢語の意味変化についての研究は不可欠で且つ重要な部分を成すと言える。

漢語の意味変化は基本的に和語を含めた言語一般の場合に通じるものと変わりはないものと思われるが、中国から受

容した漢語は借用の語であるという点、漢字表記である点に於いてその変化には和語とは異なる特有のものがあると考えられる。漢語の意味変化の全貌を把握するには、多岐に亘る変化のし方から類型を見出し、法則性を探る必要がある⁽¹⁾。亦、漢語の意味変化は、その出自となる中国語の元来の意味と日本語で生じた新しい意味との間に何らかの形での類似性が常に内在すると見られるが、それを誘発させる、触媒的な働きをする言語外部の要因も往々にして存在する。因つて、意味変化を起こす要因の解明、更にその類型を求める必要も有る。

本稿では、斯様な意図に基づいて「濫吹」を手掛かりとして取り上げ、日本で生じた意味とその意味の出所を解明することによつて、日本語に於ける漢語の意味変化の一類型を求めたいと思う。この「濫吹」の意味について、例えば『大漢和辞典』⁽²⁾には、「みだりに等を吹くこと、才能なくして其の位に居るをいふ」(用例略以下同)という意味が記されている。が、現行の国語辞典に於いては、右の意味の以外に「みだりなこと、乱暴」という意味もある。辞書の意味記述から「濫吹」の意味変化が生じているように見える。しかしながら、その意味変化は何時代から、如何なる文献に起こつたのか、又何故起こつたかの要因等は説かれていない。意味変化で大事なことは、意味がAからBに変化したそのことのみならず、どのような道筋を辿つて変化していったか(変遷)、更にその原因が何かという点にある。この配慮のもとに「濫吹」という漢語に關しての研究は管見に入らなかつた。

漢語の意味変化の類型の一つに、ある語がある特定のコンテキストの中で殆ど規則的によい意味か悪い意味かのいずれかのみで用いられるものが存する。一般に意味が「よく」なつたのを意味の向上、意味が「悪く」なつたのを意味の下落⁽³⁾と称される。これを分析の視点として検討を施す。

二、「濫吹」のよみと表記

漢語を考究する時は、その対象が漢語であることを確定すると同時に、そのよみも明らかにしなくてはならない。さ

て、「濫吹」が漢語かそうでないかについては、次に挙げる古辞書と訓点資料から漢語であることが判明できる。

濫惡闕乱部 ランシヤウ 吹吹 濫吹同 亂逆同 ランシヤウ 濫吹同 ランシヤウ
易林本節用集113② (黒川本色葉字類抄中疊字41ウ⑧)

濫觴一妨一漫 ランシヤウ 吹吹 濫吹之義 ランシヤウ 濫吹之義 ランシヤウ
易林本節用集113② (伊京集55⑤)

ここに特に注目したのは、『黒川本色葉字類抄』に於ける「濫吹」が「闕乱部」に所屬していることと、亦同じ「闕乱部」に掲出されている語の意味ということである。つまり、「濫吹」は已に悪の意識を伴う語として扱われていることが明白となる。

請トク託トク由ヨ 是ニ間ニ起ク 濫ニ吹ニ為シ之シ繁シ生シ
久遠寺藏本朝文粹卷一45②

の如く、「濫吹」に付している音合符から「濫吹」は字音よみで、二字からなる漢語として用いられていることが分る。尚、日本文献では、「濫吹」と「亂(乱)吹」との二通りの表記が今回の調査で確認された。何故、かかる二種の表記が併用されているのか。これは恐らく「濫」と「亂」とが両字とも「みだれ」という意味を共有する上、音韻上に於いても通っているため、斯様な混用を可能ならしめたのであろうと推定される。そこで、以下両者とも考究の対象として検討を加えたい。「濫吹」は漢語である以上、その意味変化があるか否かを考えるためには、先ず中国語に於けるその本来の意味が如何なるものかを明らかにすることが必要となる。次項では中国文献に於ける「濫吹」を考察する。

三、中国文献に於ける「濫吹」

中国文献を、その表現形式、内容によって韻文、散文、佛書という三つの文章ジャンルに分かつことが出来て、それらを調査した結果、「濫吹」は、佛書からはその用例を見出すことが出来なかつたが、中国元来の文章ジャンルである韻文、散文には確認された。但し、管見に入つた両文章ジャンルから検出できた「濫吹」は僅か十三例に止まる。これは無論調査の不足に因る所が多いと思うが、使用頻度としてはやはり高いとも言えないであろう。殊に日本文献のそれと

比較してみれば、尚更明晰となる。中国文献に於ける「濫吹」の使用状況は次の表一の通りとなる。

表一

濫吹		文章ジャンル
用例	文献	
1	文選雜体詩三十首	韻
1	王禹偁小畜集	
1	王融淨行頌	
2	北周詩	
1	北齊詩	文
1	張正見詩	
1	虞世南詩	
1	劉禹錫詩	
1	柳貫尊經詩	
1	歐陽修謝校勘啓	散文
1	駱賓王上張司啓	
1	冊府元龜	
13	合計	

次に「濫吹」の用例を列挙して、その意味を検討する。尚、意味分析に際して「濫吹」の使用場面、示す内容、主体等に注目し、それらを意味分析の指標として検討を加えよう。

(1) 羈旅去舊郷感遇喩琴瑟自顧非杞梓勉力在無逸更以畏友朋濫吹（濫吹）乖名實（文選雜体詩三十首盧中郎諶）

その使用場面は、劉琨に仕えた盧諶が劉琨との交情を有難く思うこととなる。「濫吹」の主体が詩の作者—盧諶となり、その示す内容が盧諶自身が劉琨の知遇の恩を有難く思うこととなる。「ただ自分のことを考えてみると、杞梓（良い材）のようなものではないので、楽しみに耽つて怠ることのないようにと心がけ、努力してきたし、更には亦他の友から非難されはせぬかと気づかった。下手な吹き鳴らし方では（即ちせつかく与えられた地位の仕事を果す才能がなくては）名に相應しい裏付けとなる実質がないとして譏られるから、そのようなことがないように、（つまりそのようなことがあつては貴君に相済まぬから）と」というふうにに解される。「濫吹」は、盧諶が才能があるのに、才能が足らずにその職に勘えられぬことを謙にて言うことを表す。

(2) 弱齡參顧問瞻昔濫吹（濫吹）嘘綠槐垂学市長楊映直盧（北周詩卷四390庾信奉和永典殿下言志詩十首）

漢語の意味変化について

庾信が自分の若い時から優遇されることを言う場面となる。主体が詩の作者庾信である。「濫吹」の示す内容が自分が才能なくしてその位に居る（官職を勤める）ことを遜って言うとなる。つまり、「濫吹」は上司（或いは主君）に対してその主体が自らの無能を貶すという一種の謙遜的な表現とも捉えられる。例(1)と同様に用いる。

(3)天宮初勅警緹室已飛灰暮風吹竹起陽雲覆石來折冰開荔色除雪出蘭裁慙無宋玉辨濫吹楚王臺（北齊詩卷二²²⁷⁸奉和冬至應教詩安德王高延宗）

安德王高延宗が主君の詩句に和韻する時の心情を描く場面となる。主体が詩の作者自身である。「濫吹」の示す内容は自分が辨を作った彼の楚の国の宋玉のような才能がなく、下手な詩を作って主君の詩の和韻に相応しくない（いわば大事な地位を賜った自分がそれを果す能力を持っていないという気持をも暗示する）といったことを言う。例(1)(2)と同じく重要な位に就いているが、それを履行する才能がないという話者の自らの卑下的な表現として使われている。

今回調査した限りの中国文献から検出できた「濫吹」は、十三例となるが、右に挙げた三例のように、ある官職に就いている人間が自ら自分の才能が不足して、その職(位)に堪えられぬことを貶すといった謙遜的な意味として用いるのが十一例に達している。つまり、中国文献に於いて中心義を成していると考えられる。残りの二例は次の例の如く使用される。

(4)太和十五年詔置樂官寔須任職不得令濫吹也遂簡置焉（冊府元龜）

『冊府元龜』は宋の景德二(1002)年、王欽若等奉勅撰、『太平御覽』と並んで、宋代の類書を代表するものである。三十一部一千一百部門、歴代君主の事迹を収録し、六経子史を主として、小説の類は一切入れない。書名は晋書の葛洪傳の袖奇冊府、總百代之遺編と尚書の大禹謨の昆命于元龜の二語とを併せ取るという。例(4)の場面としては樂官を置くための詔書の内容を言う。「濫吹」の主体は右に例挙げた三例の如き詩の作者自身いわば一人称と違って樂官という三人称である。その示す内容は例(1)(2)(3)のように、自分がその位に居る才能があるのに、謙って、ないという謙遜的意味

ではなく、楽官たる者が才能なくしてその位に就くことをせしめてはならぬといったことを言う。つまり、自ら自分を貶すような卑下的表現ではなく、本当に才能がなくその位に在ることを示す。

以上の文脈の意味分析を通して、次の諸点が判明する。即ち、中国文献に於ける「濫吹」の主体はその殆どが一人称で、亦ある地位、官職を持つてゐる所謂官吏階層の人となる。「濫吹」と共に伴つてくる行為は、一種の謙遜的出来事がその殆どを占める。つまり、才能・実力を具備して、課せられた職務を果すことが出来るが、主君・上司への忠誠・謙遜という意識から、卑下的に自らを貶し無能を主張する。これは悪の意識を伴うどころか、寧ろ一種の美德として把握されるように思われる。

右の意味分析から「濫吹」の意義は次のように帰納できよう。

(一)定められた官務・職務を完うできないのに、謙遜的にできないということ (十一例)

(二)定められた官務・職務を完うできないのに、その位に在ること (二例)

と二つに大別できるが、(一)の意義は使用例から見れば、圧倒的に多くて、中心的なものとなる。亦、決して悪の意識を伴わないものである。(一)と(二)との両者の弁別的な意義特徴は謙遜的かそうでないかという点に在る。それを捨象して、両者の間には「ある定められた状態から逸脱してその位に就く」という共通的な意義特徴も認められる。

「濫吹」という語の生成については『韓非子』の内儲説上七術倒言を出典にして成り立ったものとされている。それを挙げてみると、

齊宣王使人吹竽。必三百人。南郭處士請爲王吹竽。宣王說之。廩食以數百人。宣王死。湣王立。好一一聽之。處士逃。一曰、韓昭侯曰。吹竽者衆吾無以知其善者。

「濫吹」は、南郭處士が竽を吹くことの出来ないのに、みんなに紛れて竽を吹く位に就いたという故事を本に形成したのではないかと見られる。尚、右の故事を土台に、「濫吹」とほぼ同意で用いるもう一語も出来たのである。それは「濫

竽」という語となる。この「濫竽」の例を挙げてみよう。

朱丹既定雌黄有別、使夫懷鼠濫竽自恥（梁書庾肩吾傳太子與湘東王書）

のように「濫竽」は「濫吹」の（一）の意義と同じく用いていると判断される。亦、「濫竽」も「濫吹」と同じ日本文献に現れて、中国語と同じ意味として使用される。

但以「口説不祥忘遺多矣不昇貪善之至慄示濫竽之我後生賢者幸勿噉噉焉（日本靈異記上序）

「濫竽」は編者景戒が無能の自分が才能のあるように見せかける仕業（本書を作ることを指す）を謙つて言うことを表す。次の例も同じ意味で用いる。

招妄傳之罪致藍竽之誚（東大寺諷誦文稿の国語学的研究300）

「濫竽」は、管見に入つた日本文献には確認できた用例が右に挙げた二例だけで、「濫吹」と比べれば、その使用量が遙かに少ない。その上、その意味も本来の中国語のままとなる。

では、何故同じ意味を示す二語が日本文献に於いては使用上の格差が生じたのか。それは恐らく日本人が漢語を導入するのに当たって、特に類義語を選択する場合はどれを選んで使うかという日本人の選別意識が働くためではないかと推測される。つまり、決して無區別で手当り次第に摂取したわけではない。今日の当用漢字の選択と相似していることであろう。そのため、有りと有らぬ中国語は日本語に採用されなかつたのであろう。具体的に「濫竽」の日本文献に於ける使用量の極少と意味の不変化と言えば、「濫竽」を構成する「竽」という楽器の後部要素に制約されて一般化できなかつたと言えよう。つまり、「竽」は中国の独特の楽器で、日本に受け入れられ難く、あまり知られていないためであると考えられる。それに対して、「濫吹」の「吹」は「竽」と比較すると、知名度が高くて日常的によく使用される表現である。そこで、「濫吹」は「濫竽」より日本文献に於いて多用されるわけであると看取される。一方、中国文献では、「濫吹」と「濫竽」とには日本文献のような使用上の格差を認めることが出来ないが、寧ろ「濫竽」の方が一般的であ

ろう。それは「濫竽」を本にして「濫竽充数」という四字成語も構成したことから察知される。特に現代中国語では、「濫吹」が姿を消して、「濫竽充数」のみが用いられている。⁽⁵⁾

四、日本文献に於ける「濫(亂・乱)吹」

前項の考察で明らかになるように、中国文献に於ける「濫吹」は官吏と共起して使用されている。中国文化を学び、中国の官制を摂取した日本に於いても、「濫吹」の示すような現象が日本の官吏の間に生じてくと推定される。それを表すために「濫吹」を日本語に導入したのである。

日本文献を、その表現形式、内容に基づいて和文、漢文、和漢混淆文に分ち、「濫吹」を調べたが、それを検出できたのは漢文に限って、和文と和漢混淆文からは確認できなかった。日本文献では、文章ジャンルによって「濫吹」の使用に於ける差異が認められる。漢文にのみ用いられる「濫吹」は書記用の漢語で、日常用語に至っていないと言つてよい。但し、書記用語と言つても、大きく分けてみれば、よく使われるものとあまり使われないものがあると考えられる。次に掲示する表二の示すように、「濫吹」は、古記録類での多用と、亦平安時代末期に於ける通用の用語を収録し、日常的実用文の作成に供されたとされている『色葉字類抄』にも掲載されることを併考すると、書記用の常用語として認めた方が妥当ではないか。これについては、三保忠夫氏が「色葉字類抄疊字門語彙についての試論——「鬪乱部」語彙の場合」⁽⁶⁾という題の論文に於いて、古文書・古記録を中心として「鬪乱部」に載っている疊字語を実際の使用例と照合して、「鬪乱部」にある「濫吹」が書記用の「常用語」として分類されたという結論を出された。更に、疊字門語彙について山田俊雄氏にも論考があり、「單純に日常的といふには遠く」、「極めて高度の書記言語的行為における日常性を考えねばならない」ことを指摘されている。⁽⁷⁾ 両氏の御論考と今回調査した結果とを合せて考えれば、「濫吹」は鎌倉時代まで依然として書記言語という域に止まり、その常用語として用いられていたと見られる。

表二

濫(亂・乱)吹			
用例	文 献	時代	ジャンル
1	懐風藻	奈良	漢
1	続日本紀	平	
1	日本後紀		
2	三代實録		
3	類聚三代格		
2	政事要略		
1	本朝世紀		
2	朝野群載		
1	日本紀略		
2	扶桑略紀		
32	平安遺文		
6	大日本古文書東南院文書		
23	小右記		
9	春記		
1	中右記		
1	長秋記		
5	台記		
1	吉記		
1	經国集		
1	本朝文粹(久遠寺藏)		
1	明衡往来		
97	計		
17	玉葉	鎌	
2	明月記		
16	吾妻鏡		
45	鎌倉遺文(1-10, 16)		
7	大日本古文書高野山文書(1・4)		
2	古事談		
1	新筆往来		
1	百也往来		
91	計	倉	
188	合計		

日本文献に於ける「濫(亂・乱)吹」の使用状況は次の表二の通りとなる。

「表二に依れば、「濫吹」は已に奈良時代から日本文献に登場して、その伝来の早かったことを物語る。が、調査の不足に由来するかも知れないが、管見に及んだ奈良時代文献から僅か一例しか検出できなかった。ところが、平安時代になってその使用量が大いに増加して、史書、古文書、古記録、古往来、漢詩文等の文章ジャンルに亘って使用されている。これは単に平安時代の日本人の言語生活が隆盛になってきたために過ぎないであろうか。それとも「濫吹」の意味にも関わってくるであろうか。この点について以下の検討で触れてみたい。「濫吹」の増加の勢いが鎌倉時代に至っても依然と衰えていない。つまり、「濫吹」は鎌倉時代まで書記言語として多用されていると言っても疑を入れないことであろう。

そのため、『色葉字類抄』に収録されたわけであると思われる。

確かに中国語と日本語との使用量についての比較は難しいが、どちらかと言うと、日本語の方が「濫吹」を多用しているのではないかと見られる。語の意味変化は色んな条件が必要となるが、多く用いることが一つの肝要な条件と挙げられる。日本文献に於ける「濫吹」としては已に多用という条件を満たすことになっている。

次に、奈良時代の「濫吹」の意味を考えよう。「濫吹」は日本人が始めて作成した漢詩集『懷風藻』に見えた例である。

(1) 堤上飄絲柳、波中浮錦鱗、濫吹陪恩席、含毫愧才貧（懷風藻・五言春日侍宴安倍朝臣廣庭）

cf 更以畏友朋、濫吹乖名實（文選雜體詩三十首盧中郎謔）

cf 微臣同濫吹、謬得仰鈞天（盧世南奉和獻歲讌宮臣）

春日侍宴という場面となり、参考例と酷似している。「濫吹」の主体は宴席に加わった安倍朝臣廣庭自身である。これも元来の中国語と一致すると言える。「濫吹」の示す内容は、自分が才能のないのにみだりに君恩の厚い宴に侍って、筆を口に含んで（つまり筆を取って）詩を作ろうとするが、才の乏しいことを恥じているばかりとなる。詩の作者―安倍は自らを貶す謙遜的な表現であると看取される。「濫吹」はその使用場面といい、主体といい、示す内容といい、意味といい、いずれも参考例乃至本来の中国語と変わることなく、中国語をそのまま受容したものであると言える。これは、漢語が日本に伝来した当初は本来の中国語のままて用いることを反映することになる。亦、中国文化・政治等を撰取するに際して中国語を必要とすることも示唆される。

『懷風藻』は漢風を讚美し、学び取り、所謂「漢風謳歌時代」となる時に出来上がった漢詩集である。当時日本に渡来した『文選』『藝文類聚』等を参考したり、模倣したりしたのである。『懷風藻』に於ける「濫吹」はその使用場面からも意味からも参考例の『文選』と初唐の虞世南詩に於ける「濫吹」を彷彿させ、その継承振りを見せる。

以下、平安時代に於ける「濫吹」の意味について検討する。先ず、漢詩文の「濫吹」を見よう。上記の表二の示すが

如く、今回調査した限りの漢詩文から「濫吹」を二例のみ検出できた。一例は天長年間に成立した三大勅撰集の一つ『經国集』の序に見えたものである。もう一例は平安中期に成立した、日本漢文の精粹を集録し、後代に多大なる影響を及ぼした『本朝文粹』にあるものである。この二例を挙げてみよう。

(1) 爰詔正三位行中納言兼右衛門大将春宮大夫良岑安世、令臣等鳩訪斯文也。詞有精麗、濫吹須辨、文非一骨、備善雜（經国集55上①）

詩文を尋ね、収集し、選択するようという場面となる。「濫吹」はその主体が詩文を作る人で、示す内容が無能を才能の有るが如く見せかけるために作った見せかけの詩ということを言う。つまり、規範に外れた詩を判別すべきであると解される。一人称の謙った表現ではなく、三人称の、才能がないのに、あるように装って詩を作することを示す。

(2) 於是博士等每ニ至ル貢キ舉グ之時ニ唯以歷ヲ名ヲ薦ム士ヲ曾ラ不レ問フ才ノ高下人ノ勞逸請ハ託由是ニ問キ起リ濫ク吹ス爲シ之ヲ繁ク生ス
（久遠寺藏本朝文粹卷二45②）

博士等が唯学生名簿を以て士を推薦することを言う場面となる。「濫吹」の主体が推薦を受けた士となる。「濫吹」の示す内容が学生名簿のみを頼って、才の高下、人の勤怠を問わないことよって請託の弊間々起こり、才学なきものが多く生じたことを言う。つまり、「濫吹」は才学がないのに貢挙者になることを示す。

漢詩文に於ける「濫吹」はその主体も示す内容も本来の中国語と相似ている。意味も上記の中国語の(二)の意義と一致し、それを踏襲したと看取される。それはほかでもなく中国の漢詩文を模範とし、それに近づこうという漢詩文の撰述者意識が大いに作用するためであろう。

次に古文書などの古記録類に於ける「濫吹」の意味を検討する。古記録類は、表現形式としては漢詩文と共通するが、表現内容としては中国の古典文を模倣、継承しようとする漢詩文と異なって、日本の事情を有りのまま記録するといった相違が存すると思われる。表現内容の違いによって、漢詩文よりも寧ろ古記録類に用いる漢語の方がその意味変化

が發生しやすいのではないかと想定される。以下、先ず平安初期の「濫吹」を挙げてその意味を考える。

(1) 詔、治部省奏。授公驗僧尼多有濫吹。唯成學業者一十五人。宜授公驗。(続日本紀養老四年八月)

(2) 今聞。頃年受戒之輩。事多不法。只以戒牒。專爲公驗。自稱眞僧。眩人耳目。因茲邦家少輸貢之民。都鄙多

濫吹之僧。自今以後。受戒之日。省寮威從共向戒場。子細勘會官符度緣。即令登壇受戒。(三代實錄元慶六年丑⑭)

二例とも僧の受戒、戒牒管理の強化を言う場面となる。「濫吹」の主体は僧侶という三人称となり、本来の中国語の官吏より更に使用範囲が拡大したとも言えよう。「濫吹」の示す内容は只戒牒、公驗を以て眞僧と標榜し、無能を才能の有るように見せかけることを言う。つまり、有名無実なのに、僧侶の地位に居ることを表す。意味としては右に例示した同時代の漢詩文と交わらない。

(3) 大僧都傳燈大法師位等定言(略) 恥方濫吹。恐同踐火。是以懸車之歲。(略) 伏願去大僧都。(日本後紀延曆十八年26⑮)

定言が自ら大僧都を免ずるように希求する場面となる。「濫吹」は、その主体が大僧都定言自身で、その示す内容が年を取った自分が大僧都という職務を勤める能力が已にないのでその位に居ることを謙って言う。いわば、定められた大僧都の僧務を果すことが出来ないが、しかしその地位に止まっていることを卑下的に表す。

(4) 長賢菩提善因。幸生聖代。忝備濫吹。誤預二會。(類聚三代格卷二貞觀十年65⑯)

維摩、最勝両會立義者の選びという場面となる。「濫吹」の主体が法隆寺別當長賢自身となる。「濫吹」の示す内容は長賢が自分が才能なくて両會の立義に加わったことを遜って言う。「濫吹」は例(3)と同じく自らを貶す謙遜的な表現として用いられている。

(5) 望請。准式部省。置件書生者。被右大臣宣稱。奉勅。式部省書生惣卅人。宜停其十人。依件令補。試其身才。然後補之。不得令濫吹輩輒備其員。(同右卷四弘仁四年17⑰)

書生を如何にして補任するかという場面である。「濫吹」の主体が書生という三人称となる。「濫吹」の示す内容は、才能に応じて選抜して、有名無実の書生を採用しないようにするとする。「濫吹」は定められた書生の職務を完うすることが出来ないのに、その位に就くことを表す。

右に例挙した「濫吹」は、その使用場面、主体、示す内容が本来の中国語のそれと相似ていて、意味が奈良時代と同様に中国語をそのまま継受したと思われる。ところが、同じ平安初期の「濫吹」は次のような例も見られた。

(6) 運載之法。何應一同。須榼樽卅二枚。步板八枚。篋子十枚。以此爲定。復舊之後。改從恒例。不得因此更令濫吹。長官相承。嚴加督察。(三代實錄卷十一貞觀七年164②)

車運載法が恒例に則るべきであることを言う場面となる。「濫吹」の主体が車の製造者で、元来の中国語の、ある位に就く主体より品位が下ったと言えよう。「濫吹」の示す内容は定められた車運載法を違反して乱りに車を改造することを言う。「濫吹」は違法してやたらに作ることを表し、「悪」の意識を伴ってくる意味となると考えられる。元来の中国語より「悪」の方向に傾斜するように見える。

今回管見に入った平安初期の「濫吹」は本来の中国語と異なった意味を示すのが例(6)の一例だけで、残りはいずれも中国語と同じ意味で用いられると判断される。つまり、平安初期にはその意味の変化が生じたように見える「濫吹」はその意味がまだ「臨時的⁽⁸⁾」なもので、「慣用的⁽⁹⁾」に至っていないと言えよう。次に平安初期以降の「濫吹」を見よう。公家日記「小右記」(天元五(982)年〜長元五(1032)年)に見えた二十三例の「濫吹」を中心に、その意味を検討する。二十三例を全部例示した上で、各用例から使用場面、主体、示す内容、意味を分析、抽出して、それらを表の形で示すという方法を取る。

(1) 日者陣中不閑、濫吹之徒恣心出入、又有不善之輩云々尤有驚御 (卷一42⑩)

(2) 隨身久木去十六日爲陣官濫吹事、是歐雜仕女、(略) 此男酒狂者也、時々有如此之事 (同右37②)

(3) 又上卿不仰座事、昨日敷其座、違例事也。其座近衛官人及人々隨身着之、事々濫吹不可勝計 (同右286⑭)

(4) 華山院近衛面人数十人、具兵杖出来、乍令持楊捕籠牛童、又雜人等走来飛礫(略)左府被示華山院濫吹之事 (卷二 31①)

(5) 京内上下舉首乱入后宮中、風「凡」見物濫吹無極 (卷三9⑩)

(6) 予仰云、所申不當、其故者、使官人禊祭日参院之事、若有濫吹之事爲糺行也 (同右9⑫)

(7) 近衛等或以弓打、或以杖打、不耐打追雜人盈滿御前、走向右相撲屋方、(略)事之濫吹未有此比、諸卿或彈指、或歎息 (同右136⑭)

(8) 今日之事多涉濫吹、非御前儀 (同右136⑭)

(9) 彼宮人打陵看督長、又主「至キ」放免付繩打調、仲「件キ」犯人者彼宮下部、(略)宮曰、無所犯者、信「紀」明所行濫吹者 (卷四2⑩)

(10) 歐凌宗相妻云々非常事、撰政前々濫吹事、無終始之戒、仍積憤欵 (同右191⑤)

(11) 爲時召遣之間、逃隱不應召、仍擲取宅主法師持来、(將力)寺家法師師、童子六十七人許到佐保殿罵辱爲時、次及濫吹、爲無所陳、忽令拷擲所司公「召力」使者、奇「寄」事於使者監「濫シナ」吹所爲欵 (卷五7④)

(12) 兼房朝臣罵辱定頼不可取云、以足蹴散定頼前菓子、右少弁資業云、事太狼籍、可被起退者、仍定頼起座、次侍從悉起、兼房欲取定頼冠、仍定頼逃走入宿所、以石打宿所如雨、其後兼房昇殿上弥以放罵辱詞云々、(略)雖驚罵者之濫吹、被罵之人和甚哉 (同右10⑨)

(13) 今日興福寺別當大僧都林懷停寺務之宣旨下之云々、因佐保殿濫行事云々、長者最初春日之日有此濫吹、隨又被停別當釐務不吉事欵 (同右10⑭)

(14) 正方有大奇氣、又從者濫行無比、饗饌間下部不可堪、又責預者取續松無筭、傍持「將」等從者憤之濫吹 (同右29⑫)

(15) 只於近處依致濫吹重所召勘、又可從追却 (同右165①)
 (16) 抜刀走寄、片手又執件男髮打臥、抜刀□(指之)充腹、他瀧口等相共縛、母命婦走来、奪抱子男口、此間濫吹不可敢言 (卷六74①)

(17) 関白領千代庄等雜人越来辛嶋牧、推作田嶋、致濫吹、呼爲職朝臣示禪室坂門牧事 (卷七221③)

(18) 去夕主殿允久頼爲東宮藏人内助俊経於上東門内被打調并刃傷(略)濫吹之事(同右223⑨)

(19) 昨日右京權大夫道雅三位到帶刀長高階順業宅博戯、賭物車「事カ」之間有濫吹、件順成(業)乳母夫兼任朝与件道雅

卿拏擢、引破狩衣袖先、初与順業有濫吹、道路雜人成市、拏擢之間放呼言云々 (卷八74④)

(20) 諸人所申、俊孝近會有事縁下向但州、行不善事、爲国致濫吹、(同右74④)

(21) 故雖位貴者無一錢則步三輕、雖品賤者富浮雲則開高門、俗之濫吹、国之彫弊、職此之由、理不得然 (同右182⑧)

(22) 尋事實正、非損破安行宅之事、只依閑頼行門戸、欲通経安行宅内之間、有濫吹事也 (同右248⑮)

(23) 家仕丁与宅主男擢、從法住寺内法師童数多提刀杖出来、欲追打(略)仕丁等所爲濫吹尤甚 (卷九6⑩)

表三

	場面	主体	内容	意味
1	宮中衛府不閑	雜人(不善之徒)	不善之徒が宮中衛府に乱入	不法の乱入のこと
2	宮中衛府	隨身の久木	雑女を毆打	乱な行い
3	宮中儀式	近衛官、隨身等	儀式の例に違う	違例のこと
4	后宮	京内上下(人々)	后宮に乱入して乱り騒がしい	(人々の)騒動
5	見物	花山院供奉人公任等	兵杖を持って濫行	違法の行爲
6	襖祭日院に参る	檢非違使	儀礼に反する	違例の行い
7	相撲を見る	近衛等	秩序を乱し雜人追打	例に外れた悪行
8	相撲勝負の評判	官吏	御前の儀に外れて騒乱	違例のこと
9	乱行の裁判	彼宮人	陵看督長を毆打	乱暴の行い

10	乱行の報告	皇太后の侍	宗相の妻を凌轢	乱な行い
11	佐保殿の装束のこと	爲時と興福寺衆徒	罵辱、紛争	喧嘩
12	宴席	兼房朝臣	定頼を罵辱、追打	違例の悪行
13	佐保殿事件の処分	興福寺衆徒	爲時の罵辱、紛争の引き起こし	乱りの行爲
14	宴席	藤原兼経の従者	違法の事をいつも働く	違法の出来事
15	乱入処分	隨身秦吉	頼直第内に乱入する	不法侵入
16	殿上の事件	少将命婦の男二人	刀を抜いて人を指す	乱暴行爲
17	関白領地の出来事	千代庄等雑人	辛嶋牧を侵す	違法の行爲
18	上東門での事件	東宮藏人内助俊経	久頼に傷害を加える	違法の暴拳
19	賭物の争い	道雅、順業等四人	賭物の争いで格闘	乱闘、紛争
20	百姓乱訴	俊孝	不善の事を働く	違法の行爲
21	時弊の糾正	世の中の人	奢侈の邸宅の建築	違禁の建築
22	乱入処分	實資家二人	安行の宅に乱入	不法侵入
23	盆使いのこと	仕丁等	宅主の男に乱暴を加える	乱の行爲

右の表三に依れば、使用場面は、本来の中国語はもとより、奈良時代、平安初期にも見られなかつた場面が多く現れて、その多様性を見せている。又、「濫吹」の主体が各階層の人からなることが分かる。官吏から平民まで、僧侶から俗人まで、更に一人もあれば、一人以上の複数もある。斯様な多様多彩の主体は官吏を中心とする元来の中国語のそれと顕著な差異を呈出する。主体の多様化となつたことは当然なことながらその意味にも大いに関与してゐることになると推定される。尚、主体の多様化によつて、その示す内容も本々の中国語と違つて、様々なものからなる。しかしながら、そのいずれも定められたこと―秩序、法、戒、先例、儀法等を乱す悪の行為、行動、出来事といった共通点を有する。つまり、「悪」の意識を伴う内容となつていふと言えよう。出自となる中国語及び奈良、平安初期に見られた謙遜的な内容が見えなくなつた。内容の変化も主体と同様に「濫吹」の意味に強く作用すると考えられる。

以上、平安時代に於ける「濫吹」について検討を施してきた。その意味の考察に基づいて、「濫吹」の意義は次のように帰納できよう。

- (一)定められた官務、職務を完うできるのに、謙遜的にできないということ
- (二)定められた官務、職務を完うできないのに、その位に在ること
- (三)定められたことに反するみだりの行為と出来事

と三つに大別できる。これに基づいて、残りの平安時代の「濫吹」を分析、検討したところ、いずれもその三つの意義のどれかに合致することになると判断される。但し、その中には次のような稍異例と思われる五つの例が存する。五例とも藤原頼長の残した日記―『台記』（保延二（1136）年）久寿二（1155）年）に現れたものである。

「悪左府、悪左の大臣」と呼ばれる藤原頼長は『保元物語』に於いて崇徳上皇を擁し、後白河天皇に対して兵を挙げ、為朝の夜襲の動議を退け、逆に夜襲を受け、上皇の方を敗戦に導いた人物として知られている。亦、慈円はその著『愚管抄』で、彼を「日本第一大学生、和漢ノ才ニトミテ、ハラアシクヨロヅニキハドキ人ナリケル」と評している。彼の日記『台記』は他の公家日記と異なり、誠に異色の日記であると言える。抑日記というものは、どこかで他人が読むことを期待して記されているものであるが、この『台記』には本来人に言つてはならず、秘すべきことが露骨に語られている。例えば、同日記に羞恥と思われる程の同性愛の記述が多いことはその一つと言えよう。実はこの五例の「濫吹」が全部頼長の自らの男色のことを述べるのに用いられている。近年の研究に拠ると、頼長のお相手役は貴族だけでも七人に上る。貴族以外にも視野を広げると、頼長の相手を勤めた男たちの輪は更に広がる。

確かに『台記』には、多くの男色関係が子細に記録されているが、それはどうも当時の貴族として、取り分け不倫なことではなかつたらしい。寧ろ当時の一風習のように思われる。これは、鳥羽上皇も、後白河上皇も、頼長の父・忠実も、兄・忠通も彼に勝るとも劣らぬ男色愛好者だったことから伺える。それ故当時の人間関係を考えるには、この男

色關係の的確な把握が必要であろう。頼長の男色の特色は男色の克明な記録を残したことと、男色に耽った後に、難解な本を読んでいることにある。更に、「男色の行い」を「濫吹」と呼び、男色の相手を「三品羽林」等と呼んだ点に、菴の言うように、彼が日本一の大学者であったことが察せられるのであろうか。『台記』の「濫吹」を挙げると、次の通りである。

(1) 五日癸亥、或羽林卿来、文終、良久言談、有濫吹、人不_レ知、(台記卷三85上⑩)

(2) 六日壬午、或人来、相互行濫吹、(同右卷四135下⑪)

(3) 夜闌、或卿_三来有濫吹、(同右卷五142下⑫)

(4) 亥刻向華山逢或士、讚、相樂、樂八本、行濫吹、希有之事也、過夜半歸宅(同右卷六180下⑬)

(5) 入夜向華山逢讚、兩度行濫吹、及天明歸(同右181下⑭)

の如く、「濫吹」は「男色の行い」として用いられているが、右に分類した三つの意義と異なる様相を示す。但し、常識に外れた行為という点から考えると、(三)の意義に入れられる方が妥当のように思われる。

平安時代に於ける「濫吹」の意義分布は次の表四の通りとなる。

(一)(二)の意義は本来の中国語と一致するもので、それを踏襲したと言えよう。が、(三)の意義は本の中国語にはなく、「悪」の意義を伴うものである。即ち、元来の中国語より「悪」の方向に下落したという意味変化が起きたのである。(一)(二)の意義は本々の中国語のままでも用いるが、表四の示すように使用量が少なく、それに平安初期に集中している。一方、(三)の意義は、已に平安初期頃に発生したが、一例のみで「臨時的」に過ぎずに、平安中期以降に使用量が大いに増えて、ついに本義である(一)(二)の方を上回って、中心義となった。平安初期の「臨時的」意味から「慣用的」意味に変わったことになると言つてよい。平安時代の「濫吹」は奈良時代よりその使用量の多かったのが意味の変化に大いに関係していると思う。変化した(三)の意義が「慣用的」になったため、「濫吹」は『色葉字類抄』に於いて鬪乱部の暈字として収録さ

表四

濫(亂・乱)吹					
計	(三)定められたことに反する みだりの行爲と出来事	(二)定められた官務、職務を 完うできないのに、その 位に在ること	(一)定められた官務、職務を 完うできるのに、謙遜的 にできないということ	意 義	文章ジャンル 文 献
1		1		続日本紀	漢 文
1			1	日本後紀	
2	1	1		三代實録	
3		2	1	類聚三代格	
2		2		政事要略	
1	1			本朝世紀	
2	2			朝野群載	
1	1			日本紀略	
2	2			扶桑略紀	
32	32			平安遺文	
6	6			大日本古文書東南院文書	
23	23			小右記	
9	8	1		春記	
1	1			中右記	
1	1			長秋記	
5	5			台記	
1	1			吉記	
1		1		經国集	
1		1		本朝文粹(久遠寺藏)	
1	1			明衡往来	
96	85	9	2	合 計	

れている次第である。換言すれば、「濫吹」が鬪乱の意味を表すことを物語ることにもなる。表四に依れば、平安時代では、(三)の意義の方は本義である(一)よりその使用頻度が高いが、(一)(二)の意義は少量ながら存在するのが事実である。つまり、平安時代には本義と転義とが併存しているのである。次に、鎌倉時代に於ける「濫吹」について検討を加えよう。

『吾妻鏡』に見えた十六例を全部列挙してその意味を考える。

- (1) 今日。伊豆山專當捧衆徒狀馳參路次。兵革之間、軍兵等以當山結界之地。爲往反路之間。狼籍不可斷絶歟。爲之如何云々(略)仍可停止諸人濫吹之旨。(51⑤)
- (2) 其間互及過言、忽欲企鬪諍。(略)爰義連奔來叱義實云々。依入御。義澄勵經營。此時争可好濫吹乎。若老狂之所致歟。(73⑧)
- (3) 又稱其使節。押妨權門庄民等。此事當時人庶之所愁也。既達關東御遠聞之間。号之物狂女房。且停止彼濫吹。且可擲進相順族之由(140②)
- (4) 釋門人争現邪狂哉。早可停止如然濫吹之由(163⑥)
- (5) 被獻右府御書曰、但平家奉背君。旁奉結遺恨。偏企濫吹侯。世以無隱候(188③)
- (6) 且爲傍輩向後。被召禁其身。且被下別御使。欲被停止自由濫吹矣。(258⑩)
- (7) 早可塞彼前途。不然者、訴申支由。停止濫吹。可被越此山云々(341⑪)
- (8) 實首与宮主如何。如義仲。有不措所之者。不出山門訴。仰崇有飲之時。乘勝企濫吹訴。後代濫吹。兼以所推察也(440⑤)
- (9) 所詮於吏令用意給者。雖未代。不可有濫吹儀之旨。(560②)
- (10) 以本所沙汰人等濫吹事。無左右難軍御裁許之由治定。(664⑨)
- (11) 被仰可鎮世上濫吹之固上。驚去夜騒動。招寄義村。(後編21⑦)
- (12) 僧徒杖禁制事。度々被下繪旨畢。猶爲自由濫吹者。任法可行者。(238⑫)
- (13) 夫談人過則惡言来身上。企敵論且濫吹遮眼前。(245④)
- (14) 追放譜代書生因所職人。之由所々訴出来間。有其沙汰。相尋子細。儘可停止件濫吹。(417④)

表五

	場面	主体	内容	意味
1	寺領乱入の処分	武士	寺領の乱入狼籍	不法乱入のこと
2	恩賜の場	武將	恩賞を巡つての紛争	儀式に外れた行い
3	土地強要	物狂女房及び使節	不法手段を以て土地奪取	違法の土地押妨
4	寺領の処分	僧侶	不法手段を以て寺領獲得	違法の寺領拡張
5	平家の罪状をいう	平家	世を乱す	君に背くこと
6	地方官の上表	築前太郎家重	横行三都乃郡二打開三官庫、押取三所納米二等	違法の行爲
7	主人への諫	傍輩(みかた)	軍事行動の妨碍	軍事計画に反する行動
8	訴訟への処理	僧侶	騒動を企てる	違法の行動
9	羽林儀式	官吏	儀式に違ふ	違例の行い
10	解文に対する処分	吉田庄地下沙汰人	本所の事務の妨碍	違法の行爲
11	武士の蜂起	武士	騒乱の引き起こし	無法のこと
12	事件の評議	僧侶	兵杖を持つて乱行	禁制を破つた騒動
13	結縁補任事	僧侶	乱り騒がしい	騒乱
14	地頭の処分	両国地頭	譜代書生田所職人の追放	乱暴な行い
15	家人乱用の処分	諸家人	雑人乱用	領主に背く行爲
16	事件の処分	通重、行佐(武士)	定められた道順に背く	違例の行動

(15) 諸御家人等或偏_レ惣領_主。背_レ守護人_二之間。属_レ其方。近年頻望申_レ緯已_レ濫吹_レ之基也。(453③)

(16) 是昨御出路次供奉之間。背_レ被_レ定下_一之旨。依_レ有_レ濫吹_事也。(697⑭)

右に挙げた例から「濫吹」の使用場面、主体、示す内容を抽出し、意味を分析した。その結果を表五のように纏めてみた。

表五に依れば、使用場面は相変わらず様々たることが分る。主体は前の時代のと同じく多様化を見せており、武士社会の反映とも言えるが、武士の方が目立つようになる。内容は法、戒、先例、儀法、秩序等のような定められたことを乱すとなる。その上、その乱りに対する処分も伴っている。使用場面も主体も内容も平安時代の『小右記』と類似して、古記録類の継承性を伺わせることが出来よう。以上の考察に基づいて「濫吹」の意義を帰納すれば、

△定められたことに反するみだりの行為と出来事

のように一つだけとなる。残りの鎌倉時代に於ける「濫吹」については同じ方法で考察したところ、そのいずれも右に帰納した意義と一致していることが明らかになる。つまり、鎌倉時代の「濫吹」は、平安時代に「悪」の方向に下落したという変化の起こった意義のみで用いられて、平安時代にまで併存していた本々の中国語の意義いわば本義の方が却って消失してしまうことになる。「濫吹」は平安時代という変化の過度期を経て、鎌倉時代になって意味が完全に「悪く」なったと言えよう。同じ日本文献と言うものの、奈良と平安、平安と鎌倉三時代の間にそれぞれ使用量の格差のみならず、意味上の時代差も存する。「濫吹」は、全く元来の中国語から離脱して、日本語化を遂げて、和化漢語に変容したとも言える。

鎌倉時代では、「濫吹」は意味の下落という変化した意義だけで用いることが天正十五年写本の『消息詞』⁽¹¹⁾では標目語「無道」の下に位置することからも示唆される。標目語「無道」のもとに掲出される語を見れば、「濫吹」は「悪」の方向にすつかり傾いた意味が一層明白となる。その「無道」の下に収録する語を挙げてみよう。

33 無道フダウ 非道ヒドウ 非法ヒホウ 悪行あくぎやう 僻事へきじ 亂行らんぎやう 濫吹ランスイ 濫妨ランボウ 狼籍ろうせき 押妨オシボウ 押領オシレイヤウ (消息詞)

の如くいずれも社会の規範に反して非難すべき悪の行為と出来事である。

以上の考察を通じて、鎌倉時代に於ける「濫吹」は已に本義が忘却されて転義のみが用いられることが明らかになる。それでは、意味変化によって消えていた「濫吹」の本来の意味が如何なる表現によって代替されるであろうか。つまり、

意味変化によつて生じた空白が何によつて補足されるのか。この点については次の用例を見よう。

△所對其理可然、余無_レ敢言、欲咎_レ人誤還表_三吾恥、寔以小人居_レ大位_二之所_レ致也（台記卷四下⑦）

△非器_レ之輩連々社務之間、社内狼籍（鎌倉遺文四四上⑫）

のように文中の波線が付けてある表現、語等によつて消失した本来の中国語の意味が表されるのではないかと見られる。この点に関しては更に考究する必要がある。

次に、何故「濫吹」は日本文献に於いて意味の下落という意味変化が起こつたのか。その要因について考えてみたい。ここで先ず考えられることは、変化した意味（転義）と本来の意味（本義）との間には関連性が内存するという言語内部の要因である。即ち、転義と本義との両者には、「定められた状態から逸脱する」という類似性が共有しているためである。そういう言語内部の要因を土台に、更に言語外部の要因による誘発も加えた結果、意味変化が生じたのではないかと考えられる。では、その言語外部の要因は如何なるものかを考えてみたい。以上の考察で明らかになるように、「濫吹」の示す内容は本来の中国語と全く異なり、実に多種多様で、その上秩序、法、戒、先例などのような定められたことを乱すという悪の行為、出来事からなるものである。かかる広範囲に亘る悪の内容を表すには、勿論抽象度の高い表現が必要となる。しかし、本来の日本語_一和語にはそういう内容を表現するための相応しい語がないように思われる。たとえ有るとしても、意味変化の生じた古記録類は、全文が漢字で書かれるという性格から考えると、和語より漢語の方が適當であろう。斯様な言語外部からの必要によつて、言語内部の要因を誘発させて意味の変化が実現できたかと思う。尚、多様な定められたことを乱す悪の行為、出来事を醸したのは平安後期から鎌倉時代までの日本社会が激動して混乱に陥っていたという社会の背景にも一因を求めることが出来よう。

五、むすび

以上、奈良、平安、鎌倉時代までの「濫吹」について、その出自となる中国語と比較して、考究を施してきた。それによって次の諸点が判明したかと思う。中国語の「濫吹」は中国文化、政治等と共に日本に渡来して、早くも奈良時代の日本文献に登場している。漢語という素性のため、漢文にのみ現れて、和文にも和漢混淆文にもその用例が確認されておらずに終始書記用の常用語として用いられていたことが明らかになる。元来の中国語と違つて、文章ジャンルによる使用上の異同が認められる。尚、意味としては、奈良時代文献と平安時代の漢詩文に於ける「濫吹」は本の中国語と一致して、それを受容したものである。しかしながら、同じ平安時代の、日本の政治、社会等を詳細に記す古記録類では、「濫吹」が本来の中国語の意味を継受したと同時に、平安中期頃から意味の下落という意味変化が発生した。それのみならず、変化した意味が多用され、本来の意味に取つて替わつて中心義となる。とは言ふものの、平安時代には本来の意味が少量ながら残存していた。しかし、鎌倉時代になつて終に本の中国語の意味が完全に消えて、変化した意味だけが使われるようになった。同じ古記録類とは言え、時代によつて意味上の差異が存する。日本文献に於ける「濫吹」が中国文献より多用されるのはその意味変化に起因するのではないか。

今後、更に資料を増して所論の補正に努めると同時に、鎌倉時代以降の「濫吹」の意味用法及びその消長をも考究する。亦、「濫吹」の意味変化の必然性を説明するために、「濫吹」と類義関係を成す「乱行」「濫妨」等との意味関係を明らかにする必要がある。

日本文献に於ける「濫吹」はその意味変化のため、その意味が完全に「悪く」なつた。意味の下落という変化が生じたと言える。このように意味の下落した「濫吹」は日本語に於ける漢語の意味変化の一類型と考えられる。かかる類型に属すると思われる漢語として「張本」⁽¹²⁾「喧嘩」⁽¹³⁾「言語道断」⁽¹⁴⁾「因果」⁽¹⁴⁾等が挙げられる。

日本語の語彙史、意味史の研究を行うには、漢語の意味変化は等閑視してられない研究課題となる。以上の如き方法を以て個々の漢語を考究して、多様な漢語の意味変化からその法則性を抽出、分類することによって、漢語の意味変化の全容を把握することが可能となる。

注

- (1) 近年、漢語の意味変化の類型について考えてみようとする論が見られる。例えば、大石亨「御伽草子の漢語についての一考察」(『語文』(大阪大学)四四号、昭59年)、小野正弘「中立的意味を持つ語の意味変化の方向について」(『国語学』一四一集、昭60年)等が挙げられる。
- (2) 諸橋轍次『大漢和辞典』七卷(大修館書店)
- (3) 池上嘉彦「意味の世界」の第五章「意味の変化」(昭63年、日本放送出版会)
- (4) 田中章夫「国語語彙論」の第十章「語彙の変化」(昭53年、明治書院)等
- (5) 「濫吹」虚在其位、名不副實(『辞源』商務印書館)の意味記述と合致する
- (6) 現行の現代中国語辞書には「濫竿充数」が掲載されているが、「濫吹」が載っていないことから伺える
- (7) 三保忠夫「色葉字類抄疊字門語彙についての試論——「鬪乱部」語彙の場合——」(『国語語彙史の研究』八、昭62・11・20、和泉書院)
- (8) 山田俊雄「色葉字類抄疊字門の訓読の語の性格—古辞書研究の意義にふれて—」(『成城文芸』第三号、昭30・4)、亦、「色葉字類抄疊字門の漢語とその用字—その二訓読の語—」(『成城文芸』第三十九号、昭40・5)
- (9) 柴田省三「語彙論」英語学大系第七巻の一「語彙研究の先駆者たち」(1975・5・1、大修館書店)
- (10) 同(8)
- (11) 五味文彦「院政期社会の研究」(昭59・11・20、山川出版社)に於いて、「源成雅、藤原忠通、藤原公能、藤原隆季、藤原家明、藤原成親」という七人の貴公子が挙げられている。
- (12) 『消息詞』は大藏卿菅原爲長作、鎌倉時代に成立したと言われる。(『日本教科書大系・往来篇』二の解題に拠る)
- (13) 拙稿「張本」小考—漢語研究の問題として—(『訓点語と訓点資料』第九十一輯、平5・3・31)
- (14) 西村浩子「ケンカ」の始まり(『小林芳規博士退官記念国語学論集』平4、汲古書院)
- (15) 小野正弘「因果」と「果報」の語史—中立的意味のマイナスイ化とプラス化—(『国語学研究』24、昭59)

検索文献

本稿の為に調べた中日両国の文献は、『鎌倉時代語研究』第十六輯に収められている拙稿「成敗」小考——意味の転用の二例として——と同じくして、それを参照されたい。

〔付記〕

本稿は平成六年度鎌倉時代語研究会に於ける口頭発表をもとに加筆したものである。席上、小林芳規先生、原卓志氏より貴重な御教示を賜わり、記して深謝申し上げる。又、論を成すにあたり、小林芳規先生、室山敏昭先生には終始暖かい御指導を賜わった。ここに銘記し、厚く御礼申し上げる。

佐々木峻先生には学生時代より鎌倉時代語研究会を始め、諸の機会に於いて多年に亘って御指導を賜わった上、公私共に色々と御世話になった。この拙い一文を捧げ、謹んで先生の御冥福を御祈り申し上げます。